

Title	リニエンシー・プログラムに係る諸問題
Author(s)	荒井, 弘毅; 馬場, 文
Citation	国際公共政策研究. 2005, 10(1), p. 39-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5105
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

リニエンシー・プログラムに係る諸問題¹⁾

A Case Study of Leniency Program in Antitrust

荒井弘毅*、馬場文**

Koki ARAI*, Aya BABA**

Abstract

This paper research an antitrust case, *Stolt-Nielsen v. USA* (2005), whose discussion point is a standard of leniency program in antitrust enforcement. Leniency program is one of the most effective tools in the antitrust enforcement recently. However, its position in judicial process has not been clear. This case confirms that standards of plea agreement are applied to the process of leniency program and that the court rules against the government. This information is useful for the brand-new leniency system in Japanese situations.

Keywords : leniency program; antitrust; plea agreement

JEL Classifications: K21, L41

1) 本稿は2005年4月2日に開催された比較法研究センター独禁法研究会における報告内容を加筆修正したものである。本稿作成に当たって、同研究会での川濱昇、根岸哲らとの議論が有益であった。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本稿脱稿後に鈴木正貢「米司法省のリニエンシーの取消と連邦地裁による差止命令」『国際商事法務』Vol.33.No.6(2005年6月号)に触れた。

* 大阪大学社会経済研究所助教授、E-mail: arai@iser.osaka-u.ac.jp

** 帝塚山大学法政策学部助教授、E-mail: a-baba@tezukayama-u.ac.jp

1. 事実の概要

本件は、Stolt-Nielsen S.A.らに対する、司法省の反トラスト法に基づく起訴する動きに対して、リニエンシー・プログラムに基づいて起訴の禁止を求めた訴訟である²⁾。

Stolt-Nielsen Transportation Group Ltd. (以下、SNTG) はルクセンブルクに本社を置くStolt-Nielsen S.A.の輸送業を行う事業部門であり、液体化学製品、食用油等を世界規模で運搬している。Richard B. WingfieldはSNTGのタンカー輸送部門の前常務取締役である。

司法省は、会社リニエンシー・プログラムを有しており、反トラスト共謀・カルテルのメンバーを暴露し、起訴する証拠を集めるものとして用いている。

SNTGは、1998年8月から2002年にかけて、競争者であるノルウェーのOdfjell Searchem AS (以下、Odfjell) 及びオランダのJo Tankers B.V. (以下、Jo Tankers) と特定の航路につき、入札 (bid) を行わないことによって顧客の配分を行う協定を提示した。

2002年11月22日、ナナス弁護士 (前司法省反トラスト局次長) は、SNTGの会長兼CEOのクープマンズらと面談した。事情聴取を行う中で2002年初めに、Odfjellとの競争戦略に関して反トラスト上の懸案事項があるとの指摘がSNTG社内弁護士のオブライエンからなされたことが明らかとなった。さらに、2001年4月にもオブライエンは懸念を有していたとするFAXがあることを認識した。その時点では、ナナスは、このFAXは意識的並行行為であって、シャーマン法違反ではないと考えた。クープマンズはオブライエンの警告を受けてSNTGとして、社内反トラスト順守プログラムを直しているところであると語った。さらに、クープマンズは、ナナスにアムネ스티を求めるための十分な資料を探すため社内の審査を行うことを許した。しかしながら、この11月の会議ではナナスはSNTGが違法な行為を行っているかどうかを決めるに十分な情報を得られなかった。クープマンズはナナスにアムネ스티・プログラムを得ることにつき、司法省と接触する許可を与えた。

同年11月24日、ナナスは、グリフィン司法省反トラスト局次長と接触し、司法省が貨物船への審査を開始するかどうかについて尋ねた。それを受けて、グリフィンは、ナナスにフィラデルフィア事務所が貨物船の違法な活動について審査を開始することを告げた。以前に同僚であったナナスとグリフィンは一連の協議を行ったが、SNTGはこの予備的な協議の間、特定して名指しされたりはしなかった。ナナスは、グリフィンとの会話を終えたが、司法省が貨物船業界の誰にもリニエンシーを与えていないと結論付けた。会話の中で、グリフィン

2) STOLT-NIELSEN S.A., et al., v. U.S.A. (2005)

は、ナナスにある会社の弁護士が反トラスト違反の注意を促したことを語った。そして、グリフィン、ナナスに対して、顧客の企業がその会社だとすると、それがアムネスティ・プログラムの障害となるかもしれないと助言した。なお、オブライエンは2002年3月にSNTGと契約が切れた（その後違法解雇の訴えを起こした。）。

ナナスはオブライエンの解雇に関するグリフィンの懸念に応える会合を2002年12月4日に開催し、オブライエンの暴露が解雇の原因だとすると、SNTGにアムネスティプログラムの資格はなくなると警告された。ナナスはSNTGはオブライエンの警告を気に掛けて反トラスト順守プログラムを整備しており、彼の解雇の状況とは関係がないと説明した。

この会議の後、司法省はSNTGがアムネスティ・プログラムを受けるかどうか決める前に審査を開始した。2002年12月、SNTGはアムネスティ・プログラムにおける、最初の情報提供者としての地位を与えられた。この地位が与えられた後、ナナスは自ら社内調査を始めたが、合法的な意識的並行行為と違法な反競争的行為との区別が難しかった。この社内調査の過程で、ナナスはウィングフィールドに面談し、SNTGが競争者と共有している顧客リストを入手した。このリストは、1998年8月27日及び31日並びに2001年4月26日の日付が付された3つのものであった。ナナスは、顧客リストの交換は当然違法の合意になると結論付けた。

ナナスはSNTGの免責を保証するための効率的な提供を望んだ。この提供時に、SNTGと競争者との間で反競争的な合意を終わらせることはなされなかった。司法省は、共謀の始期と終期を求めなかった。免責を与えるかどうかを決定したとき、グリフィンはナナスによってなされたオブライエンの主張は正しくないとする説明及びSNTGは反トラスト順守プログラムを強めたとする主張に依拠していた。

2003年1月14日、グリフィンはナナスに司法省の企業免責レターを送付した。ナナスの提案で、このモデルレターは、すべてのSNTGの視点、(前)従業員を含むものとされた。このレターは2003年1月15日に効力を発するものとされた。このレターで、SNTGは、「迅速かつ効果的に、活動が明らかにされて報告されることになる反競争的活動の部分を終結することとされていた。」司法省は、免責受諾者に迅速かつ効果的な活動の要件を満たされることが撤回の公式な合法の要件となることを求めている。司法省は、このレターの日付である2003年1月15日以前に、反競争的活動としてなされたものとして報告されたものに関連するいかなる行為に対しても起訴を行わないと約束した。

この合意の発行した後、SNTGは膨大な違反となる資料を提供した。このSNTGからの情報を基にして、司法省はOdfjellを2003年9月に起訴し、Jo Tankersを2004年4月に起訴した（Odfjellは4250万ドル・Jo Tankersは1950万ドルの罰金で有罪の答弁を行った。また、

両者の数名の取締役を起訴し有罪とした。)

司法省は、2003年4月8日、SNTGが2002年3月に違法な活動を止めていなかったと主張して、アムネ스티・プログラムを停止・撤回した。ナナスもその他の者もSNTGの違法な活動を2002年3月に停めてはいなかった。2002年3月は合意には現れていない。この停止のレターはSNTGの自発的な資料提供を停止したが、サビーナが出された。司法省はSNTGの重要員に外部の弁護士を雇うことを勧め、事情聴取を開始した。2003年6月ウィングフィールドは逮捕された。2004年3月2日、グリフィンは、SNTGに、「SNTGの社内弁護士が2002年2月以前に違法となる可能性のあることを知っていながら、迅速かつ効果的にその活動を終わらせなかったため」偽りの行動を採ったとして、合意の無効化と免責の撤回を告げた。司法省はSNTGが協力と義務の遂行に失敗したと主張した。

2. ペンシルバニア東地区連邦地裁の命令

Stolt-Nielsen S.A., Stolt-Nielsen Transportation Group Ltd. and Richard B. Wingfield側支持（司法省側請求棄却）。加えて、司法省に対して、Stolt-Nielsen S.A., Stolt-Nielsen Transportation Group Ltd. and Richard B. Wingfieldを米国発着の輸送を含む小荷物タンカー産業における、2003年1月15日以前の行為に関し、シャーマン法1条違反に基づく起訴を禁止する。

3. 検討

(1) サービスの特性

貨物船輸送というサービスの特性については、以下のとおりである。

- ・貨物船は、一度に多くの顧客のニーズに合わせ、多種の液体を輸送できるよう、個別に環境がコントロールされた船内空間を有する。
- ・また海運業者は、できるだけ船に空きをつくらぬような貨物の積載や貨物船の（地理的）配置を行う。
- ・特定の航路の入札において、競争者間が似た価格設定を行うのは、意識的並行行為として合法的な商慣習とされている。また、競争者間で合法的なジョイント・ベンチャーを行うこともある。

定期航路の他、随時顧客の要請に合わせて輸送を行うことも多い反面、直前になってのバーゲンも困難であることから、事業者の側で互いの航路はもとより自社が運航（あるいは新規

入札)する航路への競争者の参入の蓋然性に関する透明性は高い。

(2) 米国リニエンシー制度³⁾

反トラスト法においては、刑事罰に対し刑事訴追免除制度(リニエンシー制度)が存在する。リニエンシー制度は1978年に初めて司法省により導入された。しかし、このリニエンシー制度は刑事訴追の減免についての司法省の裁量が大きく、通謀者にとってリニエンシーを受けられるかどうかの予見可能性が明確でないため、あまり利用されなかった。司法省は1993年新たなりニエンシーポリシーを公表した。この新しいリニエンシー制度は司法省の訴追についての裁量権を極力限定し、客観的なリニエンシーの要件を満たすものは自動的に刑事訴追の免除を受けられるようにしたこと、刑事訴追免除を利用できないものについても量刑ガイドラインにより、刑事罰の軽減を受けることができるようにしたこと、アムネ스티ープランと呼ばれる別の事件を通報したものについて免除の得られない事件についての刑事罰の軽減を行う制度を設けたことにより飛躍的に利用者が広がりカルテルの摘発についてもっとも成功した制度となっている。

リニエンシー制度は、以下の2つの類型を有している。

第一は捜査開始前についての免責に関する場合であり、申請の時点において司法省が他の情報源から情報を得ていないこと、違法行為を発見した後迅速かつ効果的に違法行為への自らの関与を終了させたこと、申請者が司法省に全面的かつ継続的に協力したこと等の6つの要件を充足すれば刑事訴追免責を受けられる。

第二は捜査開始後の免責に関する場合であり、第一類型と同じものに加え、申請時点において司法省が有罪判決を得るほどの証拠を得ていなかったこと、リニエンシーを申請者に与えることが他のものとの関係において不公平を生じさせないと司法省が判断したことなど7つの要件が必要とされる。

また、マーカ制度⁴⁾、アムネ스티ー・プラス制度⁵⁾、ペナルティー・プラス制度⁶⁾と

3) 越知(2005)を参照した。

4) 最初に通報したものが十分な内部調査を行っていない場合、第一番の通報者である地位を1、2週間に渡って確保できるという制度である。リニエンシー制度で刑事訴追免除になるものは、第一通報者に限られ、第二通報者はリニエンシー制度による刑事訴追免除を受けられない。この制度がなければ、最初に発見したものが内部調査に手間取っている間に第二通報者となり詳細な調査を行って申請したものが不利になるとの事態が生じ得るので、違法行為を発見したものはまず通報させ、その後、適切な期間で内部調査を完了させるように通報者を誘導するものである。

5) アムネ스티ー・プラスとは、第1の違法行為に関して、二番手以降の企業になった場合、別の関連市場における違法行為(以下「第2の違法行為」という)についてリニエンシーを申請すればその第2の違法行為についてのリニエンシーに基づく刑事訴追免除を受けられるだけでなく、第2の違法行為に対する協力が考慮され、第1の違法行為に関しても、量刑ガイドラインの基準から罰金の大幅な減額を受けることができるという制度である。

6) 企業がアムネ스티ー・プラス制度を利用しカルテルを通報することができるにもかかわらず、通報しないことを選択した場合、司法省は罰金額の増額を裁判所に求めることができるとされている。カルテルの通報が可能であるのに通報しなかった企業についての悪質性の要因として捉えることが明確化され、アムネ스티ー・プラス制度による通報のインセンティブを高めるものである。

いった、それぞれ特色のある制度が存在している。

(3) これまでの判例での言及

司法取引 (Plea bargaining) に関しては、これまでも幾つもの判決でその有用性が確認され、また必要な条件が確定してきている⁷⁾。そして、この司法取引・協力の合意の条件に関しては、政府は厳格かつ文理解釈に依拠すべきものではないとされている⁸⁾。この種の合意は特別のものであり、「特別なデュープロセス上の懸念」の観点から解釈されるとされている⁹⁾。また、政府側の強力な交渉力の観点からすると、合意の草稿についてのテキストは厳格に解釈されることになる¹⁰⁾。

英米法系の刑事手続では被告人が法廷で有罪を認めるアラインメントの制度が古くから見られたと言われている¹¹⁾。米国では南北戦争後、有罪判決中答弁によるものの割合が19世紀半ばから後半にかけて広まってきた。当初、上級裁判所では否定的な態度が取られていたが、警察・検察の専門化、司法現場の質の低さ、抑止から更正への理論背景の変化などから、司法取引の一般化が進んでいった。その後、禁酒法による大量の事件への対処などを経て、1970年代のバーガーコートの中でのブレイディ判決 (1970) で司法取引の適法性が認められ、71年のサントベロ判決へと至ることになった (上記注6)。

そして、今日では、センテンス・ガイドラインに基づいて、裁判所の裁量の制限が決められており、また、その中で検察官・弁護人が合意し、それに基づく有罪答弁を裁判所が受理して司法取引が成立するものとなっている。

中でも、約束の履行確保に関しては、上記サントベロ判決において、検察官が交渉の過程で一定の条件を提示し、有罪答弁がなされた段階では、司法取引における検察官の義務に照らして、被告人に救済を与えるべきとされている (自己に不利益な供述をした者の原状回復は不可能)。その他努力義務、同種再犯等各種論点が見られるが、取引を結ぶ際の契約法上の論点に注意を払って書面作成をすることが求められている。

7) Santobello v. New York, 404 U.S. 257 (1971)では、次のとおり説明されている。

「しばしば「司法取引」と略称される、検察と被疑者の間の合意による刑罰の解決は、正義の支配の本質的な要素である。」

「司法取引の議論の後での刑罰の解決は、正義の過程の本質的な部分であるだけでなく、様々な理由から極めて望ましいものである。それは、ほとんどの刑事事件の最終的な解決を迅速かつ大量に導くものであり、裁判を待つ間の保釈を否定された者への裁判前の拘留の間の強制的な無為による非社会化を避け、刑罰と解決との間の時間を短くし、後に釈放されるときに罪の回復の見通しを促進するものである。」

「しかしながら、これらすべてのことは、被疑者と検察との間の合意で守られるべき公正が前提となっている。例えば、被疑者の有罪の合意は弁護士による助言が必要であり、それなしには留保されている。」

8) Nolan-Cooper, 155 F.3d 236

9) U.S. v. Brabury, 189 F.3d 200 (2d Cir. 1999)

10) U.S. v. Padilla 186 F.3d 136 (2d Cir. 1999)

11) 宇川春彦「司法取引を考える(2)」判時1584号27頁

(4) 本件における適用

ア. 本件での問題

本件では、次の点が主な問題とされた。

- ・一旦認めたアムネ스티・プログラムの適用を政府が一方的に撤回できるか。
- ・適用できる場合には、その決定は起訴前になされるべきか起訴後になされるべきか。
- ・SNTG側においてDOJとの合意に反する行動がなされたか(合意の範囲は何か)。

また、免責に関する合意における政府の裁量と当事者のデュープロセスの権利とのバランスの問題、さらには当事者の「全面協力」につき、どの程度のものが求められるかが論点となった。

イ. 本判決での言及部分

以下では、本判決でのアムネ스티・プログラムの判断基準について、メモランダムを基に概観する¹²⁾。

司法省の免責申請者との協力の合意は、拘束的な契約とされている。両当事者は、合意の条件を守らなければならない、その下でのそれぞれの義務を満たすことを義務付けられている。免責の合意は、判決前合意と同様に、政府による起訴しないとする約束と引き替えに、貴重な憲法上の権利を放棄するという当事者のデュープロセス上の権利に影響を及ぼすものである。こうした合意は、「手続上の保護手段を持った公正性と適正性を考慮した特別なデュープロセスという特異な契約」であるとされる¹³⁾。デュープロセスは、起訴を行う者に、「彼ら自身と同時に関連した他者に対する政府が必要とする疑わしげな証拠を提供することと引き替えに、起訴を行う者は自首するよう働きかけた被疑者の有する憲法上の権利についての義務をしっかりと守る」ことを求めている¹⁴⁾。

このようにデュープロセスに関係するものであるため、政府は一方的に免責の合意を取り消す宣言をすることはできない。そのためには政府は、被告がその協定を破っているという司法上の決定を最初に得ることを必要とする。

司法省とSNTGは相互にこの合意をした。SNTGは憲法上の権利を放棄し、DOJの起訴しないという約束と引き替えに有罪となる情報を暴露することにより、自らの刑事上の責任を暴露した。このため、デュープロセスは、免責が撤回できる前に、SNTGはその合意を破ったかどうかの司法上の決定の権利があることを示すものとなる。

司法上の解決は、起訴の前又は後のいつになされるべきであろうか。政府は、原告は起訴

12) 注2中のMemorandum and Order

13) *In re Altro*, 180 F.3d 372, 374-75 (2d Cir. 1999)

14) *U.S. v. Meyer*, 157 F.3d 1067, 1076 (7th Cir. 1998)

の後、棄却のモーションを提起し得ると主張した。SNTGは、起訴がなされて、その後の損害を被る前とすべきであると反論した。これに対して連邦地裁は、仮に起訴が後に誤った保証に基づくものであったと決定されたならば、回復できない結果を防ぐには遅すぎることになるため、SNTGは政府による起訴をする前に決定を受ける権利を有するとした。

この決定は、「緊急の環境にない場合、優先される手続は、政府による起訴前の免責の合意かでの義務からの解放を求めることであるとするもの」に基づいているとされた¹⁵⁾。SNTGがこの合意に重大な違反をしたかどうか、司法省が起訴前の段階でこの合意に拘束されるかどうかの問題を解決することは、政府に不当な義務を課さずにSNTGに対してデュープロセスの要件を提供するものである。

当初の合意を信頼するとすると、SNTGは司法省にSNTGが共謀の共同者たる起訴に成功する実質的な情報を提供したものである。司法省との協力によって、SNTGは憲法上の実質的な権利を放棄した。共謀の共同者としての証拠を提供すると同時に、SNTGは自らも同じ活動をしていたと罪となる告発をしたものである。ここで、司法省はSNTGとWingfieldに自己負罪の証拠を提供することを求めた。

ある当事者が免責の合意を締結し憲法上の貴重な権利を放棄するならば、裁判所は政府が実施しているかどうかを決定するためその合意を慎重に精査しなければならない。その際、裁判所は、その合意を政府に対して厳格に解釈すべきである。政府は、その合意の条件の「硬直的な文字通りの解釈に拠ることはできない。これらの原則を適用し、免責の合意を認めることは、「特別なデュープロセス上の懸念」という点から見て解釈されるべきものである。

ウ. 司法省の議論とそれに対する判断

SNTGと司法省は、司法省の標準的な企業免責合意を締結した。SNTGの秘密の暴露と協力と引き替えに、司法省はSNTGの2003年1月15日合意の日以前になされたいかなる行為及び犯罪に対するいかなる刑事上の起訴も行わないと合意したものであった。

司法省は、SNTGの免責の無効化の正当性として、SNTGが反競争的活動への参加が終わった時点に関して、SNTGが誤って報告したことを挙げている。司法省は、2002年3月に反競争的活動を掴んだこと、即座に効果的にその参加を終える手続を実施したことを述べた日として理解したと議論している。

しかしながら、司法省とSNTGは違法な行為が2002年3月に発覚し、そのためSNTGの反競争的活動への参画からの撤退の義務がその時点から始まったと合意したのではない。この

15) *ibid.* 1077頁

合意の唯一参照できる日程は2003年1月15日であり、サインされた日である。司法省は、SNTGをその日以前に行われたかもしれないことに刑事上の起訴しないことに合意した。この合意のいかなる部分にも2002年3月は、SNTGの違法な活動が発覚した日として参照されていない。グリフィン司法省反トラスト局次長は、本件とは関連のない事例で、合意の証拠開示の日付けを特定している。彼はここでもそうすべきであった。彼はしていない。司法省は、免責合意の著し手として、曖昧さと懇談の可能性を減らした正確な草稿を作る責務を有している。

司法省は、免責プログラムの下で保護を求めるときには、SNTGはオブライエンが最初にSNTGの反競争的活動への参画の疑いを報告した時点で、2002年3月にはその活動への参画を止めていたことを示していたと議論している。

しかしながら、ナナスが2002年3月にはSNTGの反競争的活動への参画は終わっていたと示したことはない、グリフィン次長は認めている。免責の合意が合意によって開始されること以外のいかなる条件をも排除することを明確に含めている条項を有するとき、政府がこの合意を無効としたことを示すためには、当事者は趣旨についての暗黙の理解に依拠することはできない。同様に、特にこの合意の草稿のせいで、一般的な合意が記載されていないのであれば、司法省は交渉の間その意味することについては暗黙の理解に頼ることはできない。この合意は、SNTGを2003年1月以前の行為を起訴することを免責している¹⁶。この合意がなされていなければ、司法省はその活動が特定されていない以前のある日に終わっているはずであったと含めることはできよう。2003年1月15日以前のある時点での特定した日付を求めるのであれば、「この手紙の日付」の文言を、当事者が予期し得たより早い日付で置き換えるべきであったと結論付けている。

エ. 本件判決の位置付け

本判決も基本的には、協力の合意について、政府側に対して厳格な姿勢で臨むものとするこれまでの裁判所の考え方が踏襲されたものとなっている。司法省側の主張する特定の日付が、合意の文面上から読み取れないものである以上、その主張する日付以後の行為についても、明示的な日付の前であれば問題とすることが難しいのは当然のものと考えられる。反トラスト上のリニエンシー制度の運用に際しても、司法取引における考え方が適用されることを確認した判決であり、免責の合意が有罪の合意の一部であって、そこでのこれまでの判例の蓄積が用いられることを示したものとなっている。

今後、日本でのリニエンシーの運用に際しても、一般的な規則が起草されることとなるが、

¹⁶ この合意が締結されたとき、司法省はSNTGを起訴することを意図していなかったし、合意の目的は、SNTGの共同した共謀者の追求と共謀の破壊であったとしている。

ここでは、時点の確定、範囲の特定性、撤回の手續、それらの司法審査の在り方が明確に記述されていなければならないものとなるであろう。ただし、実際の適用については、個々の事例ごとに態様は千差万別と思われるので、そこでの留意点を、今後検討していく必要がある。

こうした技術的な問題と同時に、リエンシー制度に係る法哲学上の論点についても検討しておく必要がある¹⁷⁾。例えば、一部関係者に対する正義の実現の断念、利益誘導等虚偽の誘発の可能性などについても、今後、事例の積み重ねの中で判断基準を明確にすると同時に、理念の深化も進めていくことになる。

オ. リエンシー・プログラムに関する経済学的分析

カルテルに対する法運用におけるリエンシー・プログラムの有効性についてはこれまでにいくつかの経済的な分析が行われている。以下、参考のために、これらを簡単に紹介したい。

Malik (1993) やKaplow and Shavell (1994)、Innes (1999) などでは違反者による競争当局への密告をもたらす潜在的利益についての研究が行われている。Malik (1993) では、リエンシーによる事業者からの通告が、当局による調査コストを減殺する反面、刑事手続及び罰金算定に関するコストを増大させるとしている。また、Kaplow and Shavell (1994) では、事業者からの通告が活発化すれば、結果的に行政コストの増加を招くとの分析がなされている。

Arlen and Kraakman (1997) では、通告者の企業内における地位に注目、企業における実際の違反行為実施者である非雇用者の管理責任について分析を行っている。

Livernois and McKenna (1999) では、リエンシーを規制者と違反当事者（密告者）との繰り返しゲームと捉え、コンプライアンスに要するコストその他により、結果的には密告者の将来的利益を減殺させるとの見方がとられている。

司法取引に関する分析については、Landes (1971) 等で執行コストを減殺するものであるとして是認すべきとの結論が出され、Grossman and Katz (1983) 等の研究がこれに続いている。近年の研究として、Reinganum (1998) では、非対称情報下でのモデルによる分析が行われている。

これらの分析は、主として密告者が個人であると企業であるとを問わず単独のものとしてなされており、こうした分析を多数当事者間に応用した研究として、Easterbrook et al.

17) 独占禁止法改正の提案理由では「公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」とされている。

((1980)、Polinsky and Shavell (1981)、Kornhauser and Revesz (1994) 等がある。

そして、これらを踏まえたMotta and Polo (2003) が最初の企業間の共謀及び情報開示のインセンティブに基づいたリニエンシープログラムの分析を行い、反トラスト当局の最適政策を分析している。結果としては、期待される罰金(課徴金)を減らすことによって、リニエンシープログラムはより共謀促進的な反応を引き起こすかもしれないが、リソースが十分なときの当局の政策としてはリニエンシープログラムを用いず最大限罰金を科すことが考えられる。他方、リソースが限られているときの当局の政策としては、リニエンシープログラムが次善の策として考えられる。罰金の軽減で審査が開始されたときの企業に情報開示を誘引するならば、当局のリソースが節約され厚生は改善することになるとするものである¹⁸⁾。また、Ishibashi and Shimizu (2005) は繰り返しゲームの応用として、このモデルを拡張し、最初の通報者だけでなく、2番目以降の通報者を組み込んだ最適な制度設計を考えている。

References:

越知保見 (2005) 「執行・実現」 Discussion draft 第9章、mimeo

宇川春彦 (1997) 「司法取引を考える(2)」判例時報1584号

J. Arlen and R. Kraakman (1997) "Controlling corporate misconduct: an analysis of corporate liability regimes," *New York University Law Review* 72(4), pp. 687-779.

F.H. Easterbrook, W.M. Landes and R.A. Posner (1980) "Contribution and claim reduction among antitrust defendants: a legal and economic analysis," *Journal of Law and Economics*, pp. 331-370.

G.M. Grossman and M.L. Katz (1983) "Plea bargaining and social welfare," *American Economic Review* 73(4), pp. 749-757.

R. Innes (1999) "Remediation and self-reporting in optimal law enforcement," *Journal of Public Economics* 72(3), pp. 379-393.

I. Ishibashi and D. Shimizu (2005) "Collusive behaviors under a Leniency program," mimeo.

L. Kaplow and S. Shavell (1994) "Optimal law enforcement with self-reporting of behavior," *Journal of Political Economy* 102(3), pp. 583-606.

L.A. Kornhauser and R.L. Revesz (1994) "Multidefendant settlements under joint and several

18) モデルの概要としては、企業の行動として、共謀-情報提供、共謀-情報非提供、共謀せずを考えて、共謀した場合の次期での当局に罰金を科される確率を考え、また共謀後の情報提供は以後には競争による低利得(共謀時は高利得)しか得られないとして、これらを各段階ごとに考えて、共謀-情報提供が成り立つ条件を調べたというものである。その後に、当局の予算、執行人員、死重的損失を含めて政策パラメータの値の範囲を考えている。

- liability: the problem of insolvency," *Journal of Legal Studies* 23, pp. 517-542.
- W.M. Landes (1971) "An economic analysis of the courts," *Journal of Law and Economics* 14, pp. 61-108.
- J. Livernois and C.J. McKenna (1999) "Truth or consequences: enforcing pollution standards with self-reporting," *Journal of Public Economics* 71, pp. 415-440.
- A.S. Malik (1993) "Self-reporting and the design of policies for regulating stochastic pollution," *Journal of Environmental Economics and Management* 24, pp. 241-257.
- M.A. Polinsky and S. Shavell (1981) "Contribution and claim reduction among antitrust defendants: an economic analysis," *Stanford Law Review* 33, pp. 447-471.
- J.F. Reinganum (1998) "Plea bargaining and prosecutorial discretion," *American Economic Review* 78(4), pp. 713-728.
- Massimo Motta and Michele Polo (2003) "Leniency programs and cartel prosecution," *International Journal of Industrial Organization*, 21(3) pp. 347-379.
- K. Takamiya and T. Shinotsuka (2003) "The weak core of simple games with ordinal preferences: Implementation in nash equilibrium," *Games and Economic Behavior* 44(2) pp. 379-89.

Cases :

- STOLT-NIELSEN S.A., et al., v. U.S.A. (U.S. District Court for E. D. Pennsylvania, Case no. 0445)
- Santobello v. New York, 404 U.S. 257 (1971)
- Nolan-Cooper, 155 F.3d 236
- U.S. v. Brabury, 189 F.3d 200 (2d Cir. 1999)
- U.S. v. Padilla 186 F 3d 136 (2d Cir. 1999)
- In re Altro, 180 F.3d 372, 374-75 (2d Cir. 1999)
- U.S. v. Meyer, 157 F.3d 1067, 1076 (7th Cir. 1998)